

4 一般財団法人東京都スキー連盟理事会運営規程

第1章 総 則

(根拠)

第1条 一般財団法人東京都スキー連盟定款(以下「定款」という。)第39条に基づきこの規程を定める。

(目的)

第2条 この規程は一般財団法人東京都スキー連盟(以下「本連盟」という。)における理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事は、評議員会における理事選任後の理事会において互選により選定する。

一 互選にあたっては本項柱書きの職務ごとに理事は1票を行使し、出席理事の過半数の票を獲得した者を選定する。

二 いずれの得票も過半数に満たない場合は、上位2名に対し、再度投票を行い得票数の多い者を選定する。

(組織及び業務)

第4条 本連盟の事業の執行を円滑にするため、理事会に業務を執行する部会を置く。

2 前項の各部会の業務分担は別表1のとおりとする。

第2章 理事会の種類及び招集

(理事会の種類)

第5条 理事会は、定時理事会と臨時理事会とする。

2 定時理事会は、年4回定期的に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

一 会長が必要と認めたとき

二 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(招集者)

第6条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第二号の請求があった日から5日以内に会長が招集通知を発しない場合は理事が招集する。

2 会長は、前条第3項第二号の請求があった日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第7条 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに(前条第2項による臨時理事会にあっては速やかに)、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

2 前項の通知は、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法によることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第8条 理事会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合は副会長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、会長及び副会長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第9条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第10条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第11条 理事が理事会の決議の目的である事項を提案した場合、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的方法により同意の意思を示したときは、その提案を可決する

との理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。
(報告の省略)

第12条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第18条第1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第13条 監事は理事会に出席しなければならない、必要に応じ意見を述べるものとする。

(関係者の出席)

第14条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めその意見を聞くことができる。

(議事録)

第15条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、出席した会長、副会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

一 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が、理事会に出席した場合における当該出席の方法）

二 議事の経過の要領及びその結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する役員があるときは、当該役員の氏名

四 その他法令に定める事項

五 理事会に出席した理事、監事及び会計監査人の氏名

六 理事会の議長の氏名

七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 議事録は、会長が保管するものとする。

(議事録の配布)

第16条 議長は理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告しなければならない。

第4章 理事会の職務

(職務)

第17条 理事会は、本連盟の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第18条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

一 法令に定める事項

イ 本連盟の業務執行の決定

ロ 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

ハ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

二 重要な財産の処分及び譲受け

ホ 多額の借財

ヘ 重要な使用人の選任及び解任

ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

チ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）第84条に規定する理事の取引の承認

リ 事業計画書及び収支予算書類等の承認

ヌ 事業報告及び計算書類等の承認

ル その他法令に定める事項

二 定款に定める事項

イ 定款に定める事項

ロ 定款に基づく規則の制定、変更及び廃止

三 その他重要な業務執行に関する事項

イ 重要な事業その他の契約の締結、解除及び変更

ロ 重要な事業その他の争訟の処理

ハ その他理事会が必要と認める事項

(競業及び利益相反取引の制限)

第19条 理事が一般法第84条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- 一 取引する理由
- 二 取引の内容
- 三 取引の相手方、金額、時期及び場所
- 四 取引が正当であることを示す資料
- 五 その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(報告事項)

第20条 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事は、事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

3 理事が、前条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事項を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(倫理)

第21条 理事は、本連盟が別に定める倫理規則に従わなければならない。

第5章 雑 則

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則 (2011年(平成23年) 6月12日理事会決議)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

(旧民法法人の時に定めた「理事会規則」の改廃が評議員会の議決が必要であったため、2011年(平成23年) 7月24日評議員会でも議決した。)

附 則 (2012年(平成24年) 8月 1日理事会決議)

この規則は、2012年(平成24年) 8月 1日から施行する。

附 則 (2014年(平成26年) 12月18日理事会決議)

(施行日)

この規程は、2014年(平成26年) 12月18日から施行する。

一般財団法人 東京都スキ一連盟組織及び職務分掌

